

2018 年 9 月

小坂井 FC Junior 保護者各位

小坂井 Football Club

〒441-0105

愛知県豊川市伊奈町南山新田 189-9

担当：孫 勇一



－乗り合わせ時の保険に関して－

大会および遠征時の「乗り合わせ」に関して、クラブ側より保護者の皆様に車両を出して頂ける方の車検証および自動車保険証（任意保険）のコピーの提出を 2018 年 6 月よりお願いをしております。理由は不測の事態が発生する前に保険内容を確認することを目的としております。入団手続きおよび継続手続きの書面において「請求範囲」を明記しておりますが、それだけでは手続きとして不十分ではないか？とのアドバイスを弁護士より頂き、保護者の皆様におかれましては大変にお手を煩わせることとなりますが、上記車両の車検証および保険証の「確認」をさせて頂いております。

しかしながら、自動車保険（任意保険）の内容に関してクラブ側としても十分な理解がされていない箇所がありましたので、以下にクラブの見解をお知らせさせていただくこととなりました。

今回、自動車保険（任意保険）について理解するために保険会社（代理店）に確認をしました。問い合わせた保険会社は三井住友海上および損保ジャパンとなります。自動車保険では様々な種類の保険プランがありますが、今回は「対人賠償保険」「搭乗者傷害保険」および「人身傷害補償保険」について確認をしました。

事故の想定条件は、ある保護者の車両に他の保護者の子ども（A 選手）が搭乗し、自損事故において他の保護者の子ども（A 選手）が死亡したというケースです。まず、大事なポイントは、「対人賠償保険」が使えるのかどうかという点です。よく会話の中で「対人無制限だよね。」という会話があると思いますが、この対人を指すのが「対人賠償保険」です。通常この保険適用金額は「無制限」になっていると思います。

結論から言うと、私が保険会社の代理店（2 社）から頂いた回答は、上記の事故の想定条件下で「対人賠償保険」は問題なく使えるということでした。対人賠償は簡単に言うと他

小坂井 Football Club

人に対する賠償なので搭乗している人にも適用されるということです。ただし運転者の家族は不適用となります。

次に、「搭乗者傷害保険」と「人身傷害補償保険」の違いについても確認をしました。「人身傷害補償保険」のほうが「搭乗者傷害保険」より保険適用が手厚いようなので、現在では「搭乗者傷害保険」から「人身傷害補償保険」へと移行しているとのこと。

今まで搭乗者に対する保険は「搭乗者傷害保険」という固定概念が僕自身ありましたが、どうやらそれとて間違っていたようです。この点は猛省をしなくてははいけません。猛省する点は心のどこかで「保険に入っている事実だけを確認すれば良し。」という甘い考えがあったと認識せざるを得ないからです。

とはいうものの、事故の発生状況や過失割合などなど。実際に事故がどのように発生するのかを仮定することは不可能です。しかしながら、最悪のケースを想定した場合の保険適用が少なからず問題がないということの確認をすることは非常に大事であると考えます。この度、保護者の方々からの様々なご意見を頂戴しながら、不確定要素の確認ができたことは遅まきながら良かったとも感じております。

次に、「人身傷害補償保険」についての補足をしたいと思います。「人身傷害補償保険」は端的に言うと言運転手自身およびその家族に対する保険ですが、通常、3 千万もしくは 5 千万限度の加入が多いようです。できまして「人身傷害補償保険」も無制限にして頂けると、運転者ご自身およびご家族の補償も手厚くなりますのでご検討頂けましたら幸いです。

さらに保険会社によっては「弁護士特約」というものがあります。日本国内の任意保険加入は 10 台中 2 台は未加入という現実があり、事故を起こされた側（例えば保護者側）に過失がなければ、いくら保険に加入していても保険会社が動いてくれないというケースもあるようです。その時は弁護士が保険会社にかかわって示談交渉をしてくれるという特約になっております。

いずれにしろ、車両を出して頂く保護者の皆様には大きな気苦労をお掛けしている事実には変わりはないことは、クラブとしても十二分に理解しております。さりとて、大会・遠征ごとにマイクロバスをチャーターすることも現実には不可能ですので、結局、保護者の皆様方の善意に頼らざるを得ないということに変わりはありません。この点は本当に申し訳なくまた、お力添えを頂けることに心より感謝しております。

最後になりますが、この文章を皆様にお伝えするにあたり、本件事案の信憑性について疑いをもたれる方もいらっしゃると思いますので、その場合はご家庭で加入している自動車保険（任意保険）の会社にてご確認をしていただけますようお願いいたします。

(参考までに、三井住友海上の保険の対人賠償保険に関する約款の抜粋を添付させていただきます。)

万が一、ある保険会社の対人賠償保険が無制限であっても、今回の想定ケースである搭乗者(A選手)に保険適用ができない場合は、乗り合わせ時の車両提供をご遠慮していただけたらと考えております。

常日頃、保護者の皆様方にはお願いごとが多く精神的なご負担もあろうかと存じますが、クラブとしても様々な事案に関して真摯に向き合っていきたいと考えておりますので、今後とも当クラブの運営にますますのお力添えを頂けましたら、子どもたちのサッカー環境が量・質ともに高まるのではないかと信じております。

今後とも皆様方のお力添えを頂けます様お願い申し上げます。

以 上

(2) 基本となる補償および補償される運転者の範囲等

① 基本となる補償 契約概要 注意喚起情報

基本となる補償は、次のとおり構成されています。また、保険金をお支払いする主な場合および保険金をお支払いしない主な場合は次のとおりです。詳しくは『ご契約のしおり(約款)』の「第2部 普通保険約款・特約」をご確認ください。

基本となる補償	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
相手への賠償	対人賠償保険 ご契約のお車を運転中等の事故により他人の生命または身体を害し、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額について、被害者1名につきそれぞれ保険金額を限度に対人賠償保険金をお支払いします。なお、自賠責保険等により支払われるべき金額を超える部分に限ります。	● 保険契約者、被保険者の故意によって生じた損害 ● 次のいずれかに該当する方などの生命または身体が害されたことにより、被保険者が損害賠償責任を負うことによって生じた損害 ・ ご契約のお車を運転中の方またはその配偶者 ・ ご契約のお車を運転中の方の父母またはお子さま。ただし、ご契約のお車を運転中の方またはその配偶者と同居している場合に限ります。 等
	対物賠償保険 ご契約のお車を運転中等の事故により他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額について、原則として保険金額を限度に対物賠償保険金をお支払いします。なお、免責金額を設定した場合には、損害賠償額から免責金額を差し引いてお支払いします。  対物賠償保険の保険金額制限を参照	● 保険契約者、被保険者の故意によって生じた損害 ● 次のいずれかに該当する方などの所有・使用または管理する財物が損害を受けたことにより、被保険者が損害賠償責任を負うことによって生じた損害 ・ ご契約のお車を運転中の方またはその配偶者 ・ ご契約のお車を運転中の方の父母またはお子さま。ただし、ご契約のお車を運転中の方またはその配偶者と同居している場合に限ります。 等
	人身傷害保険 ご契約のお車に搭乗中等の事故によりケガをして、死亡した場合、後遺障害が生じた場合、入院または通院した場合に、損害(注1)について、被保険者1名につきそれぞれ原則として保険金額を限度に人身傷害保険金をお支払いします。ただし、ケガをして重度後遺障害(注2)が生じ、介護が必要となる場合は、被保険者1名につきそれぞれ保険金額の2倍の額を限度に人身傷害保険金をお支払いします。 (注1) 損害とは治療費、休業損害、精神的損害、逸失利益、将来の介護料、葬儀費等をいいます。また損害の額は、普通保険約款に記載した基準に従い当社が認定を行います。 (注2) 普通保険約款別表1の1の第1～2級または別表1の2の第1～2級、第3級④の後遺障害をいいます。  人身傷害保険における無保険自動車事故に対する特則を参照	● 被保険者の故意または重大な過失によってその本人に生じたケガによる損害 ● 無免許運転、麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれがある状態での運転、酒気を帯びた状態での運転の場合にその本人に生じたケガによる損害 ● 闘争行為・自殺行為・犯罪行為によってその本人に生じたケガによる損害 ● 脳疾患・疾病・心神喪失によってその本人に生じたケガによる損害 等
	車両保険 衝突、接触等の事故によりご契約のお車に損害が生じた場合に、損害の額(修理費等)から免責金額を差し引いた額について、保険金額を限度に車両保険金をお支払いします。なお、全損の場合は免責金額を差し引かずにお支払いします。	● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって生じた損害 ● 欠陥・摩滅・腐し・さびその他自然消耗、故障損害 ● 取り外された部分品・付属品に生じた損害、定着されていない付属品の単独損害、タイヤの単独損害、法令により禁止されている改造を行った部分品・付属品に生じた損害 ● 無免許運転、麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれがある状態での運転、酒気を帯びた状態での運転の場合に生じた損害 等

● 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
● ご契約のお車を競技・曲技のため等を使用すること、または、これらを行うことを目的とする場所において使用することによって生じた損害

※上記の保険金以外に、事故によって発生する費用のうち保険金としてお支払いするものがあります。また、被保険者を基本となる補償ごとに定めています。
※人身傷害保険については、交通乗用具事故特約または自動車事故特約により補償の対象となる事故の範囲を変更することができます。
※車両保険については、セットする特約により補償の対象となる事故の範囲を変更することができます。

② 保険金額の設定 契約概要

保険金額は、補償の種類ごとに決めるものと、あらかじめ決まっているものがあります。お客さまが実際にご契約いただく保険金額については、保険申込書・継続確認書の保険金額欄、『ご契約のしおり(約款)』の「第2部 普通保険約款・特約」等でご確認ください。

③ 免責金額 注意喚起情報

 保険期間が1年超のご契約における車両保険の免責金額の取扱いを参照

対物賠償保険および車両保険には、免責金額(自己負担額)があります。車両保険の免責金額の設定方式には以下の2種類があり、いずれかの方式をご選択いただけます。

定額方式	2回目以降の事故に適用される免責金額が1回目の事故に適用される免責金額と同額である方式
増額方式	2回目以降の事故に適用される免責金額が1回目の事故に適用される免責金額より高い金額となる方式

※フリート契約の場合は、定額方式のみとなります。

※ では、ご契約内容に応じて車両保険の免責金額およびその設定方式が決まります。

※ご契約に定められた免責金額については、保険申込書・継続確認書の免責金額欄でご確認ください。

第1章 賠償責任保険

第1節 対人賠償責任条項

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、ご契約のお車の所有、使用または管理に起因して他人の生命または身体を害すること（以下「対人事故」といいます。）により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この対人賠償責任条項および基本条項に従い、対人賠償保険金を支払います。
- (2) 当社は、1回の対人事故による(1)の損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額^(注)を超過する場合に限り、その超過額に対してのみ対人賠償保険金を支払います。
- (注) 自賠責保険等によって支払われる金額
ご契約のお車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額とします。

第2条（被保険者の範囲）

- (1) この対人賠償責任条項における被保険者は、次のいずれかに該当する者としてします。
- ① 記名被保険者
 - ② ご契約のお車を使用または管理中の次のいずれかに該当する者
 - ア. 記名被保険者の配偶者
 - イ. 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
 - ウ. 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
 - ③ 記名被保険者の承諾を得てご契約のお車を使用または管理中の者。ただし、自動車取扱業者が業務として受託したご契約のお車を使用または管理している間を除きます。
 - ④ 記名被保険者の使用者^(注)。ただし、記名被保険者がご契約のお車をその使用者^(注)の業務に使用している場合に限りします。
- (2) この対人賠償責任条項の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、第3条（保険金を支払わない場合）(1)①の規定を除きます。
- (3) (2)の規定によって、第4条（支払保険金）(1)に定める当社の支払うべき対人賠償保険金の限度額が増額されるものではありません。
- (注) 使用者
請負契約、委任契約またはこれらに類似の契約に基づき使用者に準ずる地位にある者を含みます。

第3条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、**対人賠償保険金を支払いません。**
- ① 保険契約者、記名被保険者またはこれらの者の法定代理人^(注1)の故意
 - ② 記名被保険者以外の被保険者の故意。ただし、それによってその被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に限りします。
 - ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注2)
 - ④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑤ 台風、洪水または高潮
 - ⑥ 核燃料物質^(注3)もしくは核燃料物質^(注3)によって汚染された物^(注4)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
 - ⑦ ⑥に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑧ ③から⑦までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑨ ご契約のお車を競技もしくは曲技^(注5)のために使用すること、またはご契約のお車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用^(注6)すること。
- (2) 当社は、被保険者が損害賠償に関し第三者との間に特別の約定を締結している場合は、その約定によって加重された損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、対人賠償保険金を支払いません。
- (3) 当社は、対人事故により次のいずれかに該当する者の生命または身体が害された場合には、それによって被保険者が被る損害に対しては、対人賠償保険金を支払いません。
- ① 記名被保険者
 - ② ご契約のお車を運転中の者またはその配偶者
 - ③ ご契約のお車を運転中の者の父母または子。ただし、ご契約のお車を運転中の者またはその配偶者と同居している場合に限りします。
 - ④ 被保険者の配偶者
 - ⑤ 被保険者の父母または子。ただし、被保険者またはその配偶者と同居している場合に限りします。
 - ⑥ 被保険者の業務^(注7)に従事する使用人
 - ⑦ 被保険者の使用者の業務^(注7)に従事する他の使用人。ただし、被保険者がご契約のお車をその使用者の業務^(注7)に使用している場合に限りします。
- (注1) これらの者の法定代理人
保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2) 暴動
群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注3) 核燃料物質
使用済燃料を含みます。
- (注4) 核燃料物質によって汚染された物
原子核分裂生成物を含みます。
- (注5) 競技もしくは曲技
競技または曲技のための練習を含みます。
- (注6) 競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用
救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。
- (注7) 業務
家事を除きます。